

ＩＣカード乗車券取扱規程

名古屋市交通局管理規程第 1 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、乗合自動車乗車料条例（昭和 22 年名古屋市条例第 2 号）第 2 条、第 3 条及び第 12 条並びに高速電車乗車料条例（昭和 32 年名古屋市条例第 35 号）第 2 条の 2 及び第 7 条の規定に基づき、ＩＣカードを媒体としたカード乗車券（以下「ＩＣカード乗車券」という。）の料金及び取扱い等必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ＩＣカード発行事業者 第 4 条第 1 項各号に掲げる ＩＣカードを発行する事業者をいう。
- (2) ＩＣカード発行事業者規則 第 4 条第 1 項各号に掲げる ＩＣカード（当該 ＩＣカードに記録又は付与された ＳＦ（現金）、ＳＦ（ポイント）及びセンターポイントを含む。）に係る約款として当該 ＩＣカード発行事業者が定めるものをいう。
- (3) ＳＦ（現金） ＩＣカードに記録された金銭的価値であって、この規程及び ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより料金等の支払及び乗車券との引換えに充当できるものをいう。
- (4) チャージ ＩＣカード乗車券に入金し、ＳＦ（現金）を増額することをいう。
- (5) センターポイント ＩＣカード発行事業者規則に基づいて ＩＣカードごとに付与され、ＩＣカード発行事業者が管理運営する ＩＣカードのセンターシステム（ＩＣカードのデータを一括して管理及び処理する情報システムをいう。）に記録されたポイントをいう。
- (6) ＳＦ（ポイント） ＩＣカード発行事業者規則に基づいて ＩＣカードに記録されたポイントであって、この規程及び ＩＣカード発行事業者規則の

定めるところによりポイントの数値に相当する金額の料金等の支払及び乗車券との引換えに充当できるものをいう。

- (7) SF残額 SF（現金）残額の数値とSF（ポイント）残高の数値の合計をいう。
- (8) ポイント還元 この規程及びICカード発行事業者規則の定めるところによりセンターポイントをSF（ポイント）に移行することをいう。
- (8)の2 一体型ICカード ICカード発行事業者が、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携して発行する、提携先のサービス機能と一体となったICカードをいう。
- (9) 記名式ICカード乗車券 ICカード乗車券のうち、個人を特定する氏名、性別、生年月日等が記録されたものをいう。
- (10) 無記名式ICカード乗車券 記名式ICカード乗車券以外のICカード乗車券をいう。
- (11) 大人用ICカード乗車券 次号及び第13号に掲げるもの以外のICカード乗車券をいう。
- (12) 小児用ICカード乗車券 小児の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (13) 割引用ICカード乗車券 割引対象者の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (14) 割引対象者 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「乗合規程」という。）第27条及び高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号。以下「高速規程」という。）第29条の規定により、乗合自動車の割引券及び高速電車の割引普通券の発行を受ける対象となる者をいう。
- (15) IC SFカード乗車券 SF（現金）及びSF（ポイント）により乗客の輸送に供する、定期券の機能が付加されていないICカード乗車券をいう。
- (16) 大人用IC SFカード乗車券 次号及び第18号に掲げるもの以外のIC SFカード乗車券をいう。
- (17) 小児用IC SFカード乗車券 小児の使用に供するIC SFカード乗

車券をいう。

(18) 割引用ＩＣＳＦカード乗車券 割引対象者の使用に供するＩＣＳＦカード乗車券をいう。

(19) ＩＣカード定期券 定期券の機能が付加されたＩＣカード乗車券をいう。

(20) デポジット 返却することを条件に、ＩＣカード発行事業者が収受するＩＣカードの使用権の代価をいう。

(適用範囲)

第 3 条 ＩＣカード乗車券による乗客の輸送等については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、法令、乗合規程、ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成 13 年名古屋市交通局管理規程第 5 号。以下「ガイドウェイバス規程」という。）、高速規程、連絡運輸規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 14 号。以下「連絡規程」という。）等の定めるところによる。

(使用できるＩＣカード)

第 4 条 乗合自動車及び高速電車においてＩＣカード乗車券の媒体として使用することができるＩＣカードは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 株式会社名古屋交通開発機構が発行するマナカ

(2) 株式会社エムアイシーが発行するマナカ

(3) 東海旅客鉄道株式会社が発行するＴＯＩＣＡ

2 前項第 2 号に定めるＩＣカードにおいては、第 26 条（第 34 条第 4 項において準用する場合を含む。）に定める取扱いは行わない。

3 第 1 項第 2 号に定めるＩＣカードのうち一体型ＩＣカードにおいては、前項に規定するもののほか、第 16 条、第 19 条（使用停止措置及び再発行整理票の交付を除く。）、第 20 条（使用停止措置及び再発行整理票の交付を除く。）、第 21 条、第 31 条並びに第 39 条第 3 項及び第 4 項に定める取扱いは行わない。

4 第 1 項第 2 号に定めるＩＣカード（一体型ＩＣカードを除く。）について、第 19 条、第 20 条又は第 21 条の規定により再発行又は交換を行う場合は、

新たに発行するＩＣカードは第１項第１号に定めるＩＣカードとする。

- ５ 第１項第３号に定めるＩＣカードにおいては、第１５条、第１６条、第１９条、第２０条、第２１条、第２２条、第２６条、第３１条、第３４条、第３９条、第４０条、第４章及び第５章に定める取扱いは行わない。

(契約の成立時期及び適用規定)

第５条 ＩＣカード乗車券による乗客輸送の契約は、乗合自動車にあつては乗車するとき、高速電車にあつては乗車駅において自動改札機によるＩＣカード乗車券の検査を受けたとき又はＳＦ（現金）若しくはＳＦ（ポイント）により普通券、連絡特定普通券若しくは割引普通券の交付を受けたときに成立する。

- ２ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の乗客輸送の契約の成立時期は、当該各号に定めるところによる。

(1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社（以下「ガイドウェイ会社」という。）のガイドウェイバスシステム志段味線高架区間（以下「ガイドウェイバス高架区間」という。）においてＩＣカード乗車券の検査を受けた乗客が、ガイドウェイバス高架区間とガイドウェイバスシステム志段味線平面区間（以下「ガイドウェイバス平面区間」という。）との連絡運輸によって接続駅（ガイドウェイバス規程第２条に定める接続駅をいう。）を經由して乗合自動車に乗車する場合 乗車している車両が当該接続駅を越えてガイドウェイバス平面区間に乗り入れたとき。

(2) 名古屋鉄道株式会社（以下「名鉄」という。）の鉄道線（以下「名鉄線」という。）においてＩＣカード乗車券の検査を受けた乗客が、名鉄線と高速電車線との連絡運輸によって接続駅（連絡規程別表第１第１項第１号アに定める接続駅をいう。）を經由して高速電車に乗車する場合 乗車している列車が当該接続駅を越えて高速電車線に乗り入れたとき。

- ３ 前２項の規定にかかわらず、ＩＣカード定期券に機能付加されている定期券（以下「付加定期券」という。）に係る乗客輸送の契約は、付加定期券を発売したときに成立する。

- ４ ＩＣカード定期券により、付加定期券の通用期間内に通用区間内の停留所又は駅から乗車して通用区間外へ乗り越した場合の当該乗り越した区間に係

る乗客輸送の契約については、乗車している車両又は列車が付加定期券の通用区間外に出たときに成立する。

- 5 前各項の規定により契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(I C カード乗車券の使用条件)

第 6 条 I C カード乗車券は、無記名式 I C カード乗車券 1 枚をもって 1 人が、記名式 I C カード乗車券 1 枚をもって記名人 1 人が使用することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、記名人以外の者が使用することができる定期券 (以下「持参人式定期券」という。) の機能が付加された I C カード定期券は、その持参人式定期券の通用期間内の通用区間内に限り、記名人以外の者であっても使用することができる。

- 3 I C カード乗車券を使用して乗合自動車に乗車する者は、乗合自動車内において料金箱による検査を受けなくてはならない。

- 4 I C カード乗車券を使用して高速電車に乗車する者は、乗車駅において自動改札機による検査を受けて入場し、降車駅において自動改札機による検査を受けて出場しなければならない。

- 5 別に定める場合を除き、I C カード乗車券は、1 回の乗車において当該 I C カード乗車券以外の乗車券と併せて使用することはできない。

- 6 乗合規程第 3 3 条及び高速規程第 5 8 条の規定は、割引用 I C カード乗車券について準用する。

(S F (現金) 及び S F (ポイント) の使用条件)

第 7 条 S F (現金) は、この規程及び I C カード発行事業者規則の定めるところにより、料金等の支払及び乗車券の引換えに使用することができる。

- 2 S F (ポイント) は、この規程及び I C カード発行事業者規則の定めるところにより、料金等の支払及び第 2 8 条第 4 項 (第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による乗車券の引換えに使用することができる。

- 3 S F (現金) 及び S F (ポイント) は、第 2 8 条第 3 項及び第 4 項 (第 2 9 条第 3 項、第 3 6 条第 2 項及び第 3 7 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により引き換えることができる乗車券以外の乗車券との引換え

には使用できない。

- 4 料金等の支払又は乗車券の引換えに当たり、S F（現金）残額及びS F（ポイント）残高がいずれもあるときには、I Cカード発行事業者規則の定めるところにより、S F（ポイント）が先に充当される。
- 5 料金等の支払時において、S F残額が支払うべき金額に満たないときは、チャージ又はポイント還元によりS F残額を支払うべき金額以上とした上で支払わなければならない。
- 6 S F（現金）は10円単位、S F（ポイント）は10ポイント単位ごとに10円単位で料金等の支払及び乗車券との引換えに使用することができる。
（小児用I Cカード乗車券及び割引用I Cカード乗車券の有効期限）

第8条 小児用I Cカード乗車券及び割引用I Cカード乗車券の有効期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 小児用I Cカード乗車券 I Cカード発行事業者規則の定めるところにより、当該小児が12歳に達する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の末日
 - (2) 割引用I Cカード乗車券 発行日の属する年度の末日
- 2 割引用I Cカード乗車券の有効期限については、延長を請求することができる。この場合における手続については、第26条第5項の規定を準用するものとし、延長後の有効期限は請求日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 前項の場合において有効期限経過後に期限延長の請求をしたときは、請求日の属する年度の末日を延長後の有効期限とする。
- （券面表示事項）

第9条 記名式I Cカード乗車券の券面には、I Cカード発行事業者の定めるところにより、次に掲げる事項を表示する。

- (1) 乗客の氏名
 - (2) 小児用であることを示す印章（小児用I Cカード乗車券に限る。）
 - (3) 割引用であることを示す印章（割引用I Cカード乗車券に限る。）
 - (4) カードの有効期限（小児用I Cカード乗車券及び割引用I Cカード乗車券に限る。）
- 2 前項に規定する事項のほか、I Cカード定期券の券面に表示する事項につ

いては、乗合規程第11条及び高速規程第59条の定めるところによる。

(使用の制限)

第10条 ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを使用することができない。

- (1) 記名式ICカード乗車券の券面に表示された事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったとき。
- (2) 記名式ICカード乗車券の記名人が、氏名を改めたとき。
- (3) ICカード乗車券の有効期限が切れたとき。
- (4) ICカード乗車券が違法又は不正に取得されたものであるとき。
- (5) ICカード乗車券の破損等、自動改札機等の故障又は停電その他の理由によりICカード乗車券に記録された情報の読み取りが不能となったとき。
- (6) 前回使用時の乗車区間の料金等が差し引かれていないとき。
- (7) 乗車以外の目的で入出場するとき。
- (8) その他使用条件に基づいて使用されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、記名式ICカード乗車券においては、当該記名式ICカード乗車券の使用(乗合自動車における付加定期券の使用を除く。)、チャージ又はポイント還元の内いずれかの取扱いのあった日の翌日を起算日として6箇月間これらの取扱いがされなかったときは、当該記名式ICカード乗車券を使用できないことがある。

(デポジット)

第11条 ICカード乗車券を発売する場合には、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、デポジット500円を収受する。

2 乗客がICカード乗車券を返却したときは、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、デポジットを返却する。

3 デポジットは、料金等及び手数料の支払に使用することはできない。

(チャージ)

第12条 ICカード乗車券は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、各駅、各乗車券発行所及び乗合自動車内でチャージすることができる。

2 チャージできる金額は、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円及び10,000円のいずれかとする。ただし、乗合自動車内でチ

ヤージする場合においては、1,000円単位とする。

- 3 ICカード乗車券1枚当たりのSF（現金）残額は、20,000円を超えることができない。

（ポイント還元）

第13条 センターポイントは、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、各駅及び各乗車券発行所でポイント還元することができる。

（SF（現金）残額、SF（ポイント）残高及びセンターポイント残高の確認）

第14条 SF（現金）残額、SF（ポイント）残高及びセンターポイント残高は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、各駅及び各乗車券発行所で確認することができる。

- 2 SF残額の履歴は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、各駅及び各乗車券発行所で表示又は印字により確認することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、SF残額の履歴について表示又は印字による確認ができないことがある。

（記名式ICカード乗車券の再印字）

第15条 記名式ICカード乗車券の券面表示事項が不明となった場合は、乗客は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該記名式ICカード乗車券を差し出して券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

- 2 券面表示事項の再印字は、各駅及び各乗車券発行所において取り扱う。

（改氏名による記名式ICカード乗車券の書換え）

第16条 記名式ICカード乗車券の記名人が氏名を改めた場合は、その記名人は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、当該記名式ICカード乗車券を差し出して、書換えを請求しなければならない。この場合の取扱いについては第26条第4項及び第5項の規定を準用するものとし、付加定期券の有無にかかわらず手数料は徴収しない。

（無効）

第17条 ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とし、これを回収する。

- (1) 記名式 I C カード乗車券を記名人以外の者が使用したとき（ただし、第 6 条第 2 項の規定に従って持参人式定期券として使用する場合を除く。）。
 - (2) 券面表示事項が不明となった記名式 I C カード乗車券を使用したとき。
 - (3) 使用資格、氏名、性別、生年月日又は電話番号を偽って購入した小児用 I C カード乗車券又は割引用 I C カード乗車券を使用したとき。
 - (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
 - (5) 偽造され、変造され、又は不正に作成された I C カード乗車券、S F（現金）、S F（ポイント）又はセンターポイントを使用したとき。
 - (6) 乗客の故意又は重大な過失により I C カード乗車券が障害状態（破損するなどして I C カード乗車券を処理する機器で使用できなくなることをいう。以下同じ。）となったとき。
 - (7) 自動改札機による検査を受けた I C カード乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (8) 係員の承諾なく自動改札機等による検査を受けずに乗車したとき。
 - (9) 使用資格を限定した I C カード乗車券をその使用資格を失った後に使用したとき。
 - (10) 付加定期券が乗合規程第 3 5 条第 1 項各号若しくは第 2 項又は高速規程第 5 6 条第 1 項各号若しくは第 2 項に規定する場合のいずれかに該当したとき。
 - (11) 前各号に規定するもののほか、I C カード乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定により回収した I C カード乗車券に記録されている S F（現金）、S F（ポイント）及び付加定期券並びに当該 I C カード乗車券のセンターポイントについては、I C カード発行事業者規則の定めるところにより、当該 I C カード乗車券を無効として回収したと同時に無効とする。
 - 3 第 1 項の規定により回収した I C カード乗車券について I C カード発行事業者が収受しているデポジットは、I C カード発行事業者規則の定めるところにより、その返却は行わない。
 - 4 前 3 項の規定は、偽造され、変造され、又は不正に作成された I C カード乗車券、S F（現金）、S F（ポイント）、センターポイント又は付加定期

券を使用しようとした場合について準用する。

- 5 第1項の場合において、当該ICカード乗車券のSF（現金）又はSF（ポイント）を使用して引き換えた普通券、連絡特定普通券又は割引普通券は無効とし、これを回収する。

（不正使用）

第18条 前条の規定によりICカード乗車券を無効として回収した場合に徴収する料金等及び増料金の取扱いについては、乗合規程第38条及び第39条、深夜バス系統に係る乗車券の料金等を定める規程（平成2年名古屋市交通局管理規程第9号。以下「深夜バス規程」という。）第5条、ガイドウェイバス規程第6条の5、高速規程第80条及び第81条、連絡規程第30条の2並びに割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号。以下「割引連絡規程」という。）第9条第1項及び第10条の規定による。

（紛失再発行）

第19条 記名式ICカード乗車券を紛失した場合において、乗客が記名人本人であることを証明する公的証明書等を提示し、かつ、再発行申請書に必要な事項を記入して提出したときは、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、当該記名式ICカード乗車券の使用停止措置を行い、当該乗客に対し再発行整理票を交付し、再発行の取扱いを行う。この場合においては、付加定期券の有無にかかわらず手数料は500円とする。

- 2 前項の取扱いは、各駅及び各乗車券発行所で行う。

- 3 紛失した記名式ICカード乗車券が第1項の規定による取扱いを行った後に発見された場合において、当該記名式ICカード乗車券についてICカード発行事業者がデポジットを収受しているときは、ICカード発行事業者規則の定めるところによりデポジット返却の取扱いを行う。

（障害再発行）

第20条 ICカード乗車券が障害状態となった場合において、乗客が再発行申請書に必要な事項を記入して当該ICカード乗車券とともに提出したときは、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、当該乗客に対し再発行整理票を交付し、再発行の取扱いを行う。

- 2 前項の取扱いは、各駅及び各乗車券発行所で行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、ICカード乗車券の裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合及び乗客の故意又は重大な過失によりICカード乗車券が障害状態となり第17条第1項の規定により無効となった場合は、再発行を行わない。この場合において、当該ICカード乗車券についてICカード発行事業者がデポジットを収受している場合であっても、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、デポジットの返却は行わない。

(交換)

第21条 本市又はICカード発行事業者の都合により、乗客が使用中のICカード乗車券を、当該ICカード乗車券のデザインとは異なるデザインのICカード乗車券又は当該ICカード乗車券の裏面に刻印されたものと異なるカード番号のICカード乗車券に予告なく交換することがある。

(種類の変更)

第22条 乗客は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、次の各号に掲げるICカード乗車券(有効期限経過後のものを含む。)について、当該各号に定める記名式ICカード乗車券への変更を請求することができる。

- (1) 無記名式ICカード乗車券 記名式ICカード乗車券
- (2) 大人用ICカード乗車券 割引用ICカード乗車券
- (3) 小児用ICカード乗車券 大人用ICカード乗車券又は割引用ICカード乗車券
- (4) 割引用ICカード乗車券 大人用ICカード乗車券又は小児用ICカード乗車券

- 2 前項の規定によりICカード乗車券を変更する場合の手続は、変更後のICカード乗車券の発売手続の例による。

(免責事項)

第23条 紛失した記名式ICカード乗車券の再発行整理票発行日までにおける払戻し又はSF(現金)、SF(ポイント)及びセンターポイントの使用等で生じた乗客の損害については、本市はその責めを負わない。

- 2 第21条の規定の適用による乗客の損害等については、本市はその責めを負わない。

3 前2項の規定によるほか、本市の責めに帰すことができない事由から発生した乗客の損害については、本市はその責めを負わない。

(失効)

第24条 ICカード乗車券は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、失効する。

(1) ICカード乗車券の交換、使用(付加定期券の使用を除く。)、チャージ又はポイント還元のいずれかの取扱いの行った日の翌日を起算日として10年間これらの取扱いがされなかったとき。

(2) 遺失物となった記名式ICカード乗車券が、遺失物法(平成18年法律第73号)の規定により公告期間を経過したとき。

2 前項の規定により失効したICカード乗車券に記録されているSF(現金)、SF(ポイント)及び付加定期券並びに当該ICカード乗車券のセンターポイントについては、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、当該ICカード乗車券が失効したと同時に失効とする。

3 第1項の規定により失効したICカード乗車券について収受しているデポジットは、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、その返却を請求することはできない。

(個人情報の取扱い)

第25条 記名式ICカード乗車券に係る個人情報の取扱いは、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)及びICカード発行事業者規則等の定めるところによる。

第2章 IC SFカード乗車券

第1節 発売

(IC SFカード乗車券の発売)

第26条 IC SFカード乗車券は、ICカード発行事業者規則の定めるところにより、各駅及び各乗車券発行所で発売する。

2 前項の規定にかかわらず、IC SFカード乗車券は乗合自動車内その他の場所で発売することがある。

3 IC SFカード乗車券の発売額は、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円及び10,000円(それぞれデポジットを含む。)

とする。

- 4 I C S F カード乗車券（無記名式のものを除く。）を購入しようとする乗客は、購入申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。ただし、自動券売機により発売する場合にあっては、購入申込書の提出を要しないものとする。
- 5 前項の場合において、小児用 I C S F カード乗車券又は割引用 I C S F カード乗車券を購入しようとするときは、乗客の年齢等、当該 I C S F カード乗車券の使用資格を有することを証明できる公的証明書等を提示しなければならない。
- 6 次の各号に掲げる I C カード乗車券の発行を受けている乗客に対しては、I C カード発行事業者規則の定めるところにより、当該各号に定める I C S F カード乗車券を発売しない。ただし、割引用 I C カード乗車券を介護者等が使用するために発行する場合その他特に認める場合は、この限りでない。
 - (1) 小児用 I C カード乗車券 小児用 I C S F カード乗車券
 - (2) 割引用 I C カード乗車券 割引用 I C S F カード乗車券

第 2 節 料金の支払

（乗合自動車における I C S F カード乗車券による料金等の支払）

- 第 27 条 乗客が I C S F カード乗車券を使用して乗合自動車に乗車する場合は、乗合自動車内において料金箱によって、普通券（乗合規程第 24 条の 3 に規定する家族割引普通券を除く。次項において同じ。）又は割引券の料金、乗合規程第 1 条の 5 第 2 項に規定する都市高速道路通行料金及び深夜バス規程第 4 条に規定する金額（以下「普通券料金等」という。）を S F 残額から差し引く。
- 2 前項の場合において、S F 残額から差し引く普通券又は割引券の料金及び深夜バス規程第 4 条に規定する金額は、大人用 I C S F カード乗車券にあっては大人の普通券の料金及び同条第 1 号に規定する大人の金額、小児用 I C S F カード乗車券にあっては小児の普通券の料金及び同号に規定する小児の金額、割引用 I C S F カード乗車券にあっては大人の割引券の料金及び同条第 2 号に規定する大人の金額とする。ただし、あらかじめ係員に申し出た場合は、この限りでない。

3 第1項の場合において、あらかじめ係員に申し出た場合に限り、第6条第1項の規定にかかわらず、複数人の普通券料金等を1枚のICSFカード乗車券のSF残額から差し引くことができる。

4 第1項及び前項の場合において、あらかじめ係員に申し出た場合に限り、第7条第5項の規定にかかわらず、不足額を現金により支払うことができる。
(高速電車におけるICSFカード乗車券による料金の支払等)

第28条 乗客がICSFカード乗車券を使用して高速電車に乗車する場合は、降車駅において出場する際に、SF残額から当該乗車区間に係る普通料金又は割引普通料金(以下「普通料金等」という。)を差し引く。

2 前項の場合において、SF残額から差し引く普通料金等は、大人用ICSFカード乗車券にあつては大人の普通料金、小児用ICSFカード乗車券にあつては小児の普通料金、割引用ICSFカード乗車券にあつては大人の割引普通料金とする。

3 乗客は、高速電車においてICSFカード乗車券を使用して、乗車駅において、自動券売機によりSF(現金)残額から1枚又は複数枚の普通券又は割引普通券の料金を差し引くことにより普通券又は割引普通券に引き換えることができる。

4 前項の場合において、小児の割引対象者が割引用ICSFカード乗車券を使用するときは、SF残額から小児の割引普通料金を差し引くことにより小児の割引普通券に引き換えることができる。

(連絡運輸等におけるICSFカード乗車券による料金の支払等)

第29条 第27条の規定は、ICSFカード乗車券(ガイドウェイバス高架区間の定期券が機能付加されているものを除く。)を使用してガイドウェイバス平面区間とガイドウェイバス高架区間との連絡運輸によってガイドウェイバス平面区間の各停留所とガイドウェイバス高架区間の各駅相互間を乗車する場合について準用する。

2 前条第1項及び第2項の規定は、ICSFカード乗車券(割引用ICSFカード乗車券を除く。)を使用して高速電車線と名鉄線との連絡運輸によって高速電車線の各駅と名鉄線のうち名鉄が指定した範囲内の各駅相互間を乗車する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「又は割引

普通料金」とあるのは「、連絡特定普通料金又は割引普通料金」と、同条第2項中「の普通料金」とあるのは「の普通料金又は連絡特定普通料金」と読み替えるものとする。

- 3 前条第3項の規定は、ICSFカード乗車券を使用して高速電車線と名鉄線との連絡運輸によって連絡規程別表第1第1項第1号アの表高速電車線の欄に定める各駅から同表名鉄線の欄に定める各駅へ乗車する場合について準用する。この場合において、同項中「又は割引普通券」とあるのは「、連絡特定普通券又は割引普通券」と読み替えるものとする。

第3節 効力

(ICSFカード乗車券の効力)

第30条 ICSFカード乗車券を使用して乗車する場合の効力は、次のとおりとする。

- (1) 当該乗車区間片道1回の乗車に限り有効とする。
 - (2) 乗車当日に限り有効とする。
 - (3) 途中下車の取扱いはしない。
- 2 SF(現金)又はSF(ポイント)により引き換えた普通券、連絡特定普通券又は割引普通券の効力は、現金で購入した普通券、連絡特定普通券又は割引普通券と同一とする。

第4節 払戻し

(ICSFカード乗車券の払戻し)

第31条 乗客は、ICSFカード乗車券が不要となった場合において払戻申請書に必要事項を記入して当該ICSFカード乗車券とともに提出したときは、ICカード発行事業者規則の定めるところにより払戻しを請求することができる。

- 2 前項の払戻しを行う場合において、乗客は、ICカード発行事業者規則に定める手数料を支払わなければならない。
- 3 第19条第1項又は第20条第1項の規定による再発行整理票交付後の記名式ICSFカード乗車券及び第17条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により無効となり、又は第24条第1項の規定により失効したICSFカード乗車券については、払戻しを請求することはでき

ない。

4 乗客は、払戻しの請求を行った後においては、これを取り消すことはできない。

5 第1項の規定によるほか、ICSFカード乗車券のSF（現金）残額については、払戻しを行わない。

第5節 特殊取扱い

（同一駅で出場する場合）

第32条 乗客は、高速電車においてICSFカード乗車券を使用して駅に入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び発駅まで乗車して出場する場合は、実際に乗車した区間の普通料金等を支払い、当該ICSFカード乗車券の入場情報の消去処理を受けなければならない。

2 乗客は、高速電車においてICSFカード乗車券を使用して入場した後、任意に乗車を中止し当該駅で出場する場合は、当該ICSFカード乗車券の入場情報の消去処理を受けなければならない。

（運行不能の場合の取扱い）

第33条 高速電車においてICSFカード乗車券を使用し、自動改札機による検査を受けた後、列車が運行不能となった場合においては、乗客は、次の各号に定める取扱いのいずれかを選択の上請求することができる。

(1) 運行不能となった駅での乗車中止

乗車した区間に係る普通料金等をSF残額から差し引く。

(2) 乗車駅での乗車中止又は乗車駅までの無料送還

乗車駅で当該ICSFカード乗車券の入場情報を消去する。

(3) 乗車駅に至る途中駅までの無料送還

乗車駅から途中駅までの普通料金等をSF残額から差し引く。

2 前項第1号及び第3号の場合において、その乗車が第44条の規定により同条第1項各号に定める額を減じた額が差し引かれる場合に該当するときは、普通料金等から同項各号に定める額を減じた額をSF残額から差し引く。

第3章 ICカード定期券

第1節 発売

（ICカード定期券の発売）

第34条 定期券を発売する場合においては、当該定期券の機能を記名式ICカード乗車券に付加する。

2 前項の場合において、定期券として付加することができる乗車券は、次表左欄に掲げる記名式ICカード乗車券の種類に応じ、それぞれ右欄に定める乗車券とする。

| 記名式ICカード乗車券の種類 | 付加することができる乗車券 |
|----------------|--|
| 大人用ICカード乗車券 | 通勤定期券 全線定期券 割引連絡規程に定める乗車券のうち通勤定期券、学生定期券甲、学生定期券甲2、学生通学定期券甲及び学生通学定期券甲2 共通全線定期券 高年齢者割引全線定期券 学生定期券甲及び学生定期券甲2 ガイドウェイバス規程に定める乗車券（平面区間・高架区間連絡）のうち通勤定期券及び学生通学定期券甲 連絡規程に定める乗車券のうち通勤定期券、学生通学定期券甲、学生通学定期券甲2、割引学生通学定期券及び割引通勤定期券 |
| 小児用ICカード乗車券 | 割引連絡規程に定める乗車券のうち学生定期券乙及び学生通学定期券乙 学生定期券乙 ガイドウェイバス規程に定める乗車券（平面区間・高架区間連絡）のうち学生通学定期券乙 連絡規程に定める乗車券のうち学生通学定期券乙 |
| 割引用ICカード乗車券 | 割引全線定期券 |

| | |
|--|---|
| | 割引通勤定期券 割引学生定期券 割引連絡規程に定める乗車券のうち割引通勤定期券、割引学生定期券及び割引学生通学定期券 ガイドウェイバス規程に定める乗車券（平面区間・高架区間連絡）のうち割引通勤定期券及び割引学生通学定期券 |
|--|---|

- 3 記名式 IC カード乗車券には、必要と認めるときは、前項の表右欄に定める乗車券以外の乗車券の機能を付加することがある。
- 4 第 26 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定は、IC カード乗車券を所持しない乗客に対して IC カード定期券を発売する場合について準用する。

第 2 節 料金の支払

（乗合自動車における IC カード定期券による料金等の支払）

第 35 条 乗客が乗合自動車において IC カード定期券を使用して付加定期券の通用期間内に通用区間外を乗車する場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車経路に通用区間の全部又は一部が含まれる場合 乗車した停留所から降車した停留所までの普通券料金等（以下「全乗車区間の普通券料金等」という。）と別途乗車区間の普通券料金等とを比較して低額となる方の普通券料金等（同額となる場合は、別途乗車区間の普通券料金等）を SF 残額から差し引く。
 - (2) 乗車経路に通用区間が含まれない場合 SF 残額から全乗車区間の普通券料金等を差し引く。
- 2 前項に定めるもののほか、IC カード定期券の SF（現金）又は SF（ポイント）を使用して乗合自動車に乗車する場合の料金等の支払については、第 27 条の規定を準用する。

（高速電車における IC カード定期券による料金の支払等）

第 36 条 乗客が高速電車において IC カード定期券を使用して付加定期券の通用期間内に通用区間外を乗車する場合の取扱いは、次の各号に定めるとお

りとする。

(1) 通用区間内の駅から入場した後、通用区間外の任意の駅まで乗車して出場する場合 入場駅から出場駅までの普通料金等（以下「全乗車区間の普通料金等」という。）と別途乗車区間の普通料金等とを比較して低額となる方の普通料金等（同額となる場合は、全乗車区間の普通料金等）をS F残額から差し引く。

(2) 通用区間外の駅から入場した後、通用区間内の任意の駅まで乗車して出場する場合 全乗車区間の普通料金等と別途乗車区間の普通料金等とを比較して低額となる方の普通料金等（同額となる場合は、全乗車区間の普通料金等）をS F残額から差し引く。

(3) 通用区間外の駅相互間を乗車する場合 S F残額から全乗車区間の普通料金等を差し引く。

2 前項に定めるもののほか、ICカード定期券のS F（現金）又はS F（ポイント）を使用して高速電車に乗車する場合の料金の支払等については、第28条の規定を準用する。

（連絡運輸等におけるICカード定期券による料金の支払等）

第37条 第35条第1項の規定は、ICカード定期券（ガイドウェイバス高架区間の定期券が機能付加されているICカード乗車券を含む。次項において同じ。）を使用して付加定期券（ガイドウェイバス高架区間の定期券を含む。）の通用期間内にガイドウェイバス平面区間とガイドウェイバス高架区間との連絡運輸によってガイドウェイバス平面区間の各停留所とガイドウェイバス高架区間の各駅相互間を乗車する場合について準用する。この場合において、同項中「停留所」とあるのは「停留所又は駅」と、「と別途乗車区間の普通券料金等」とあるのは「と別途乗車区間の普通券料金等（ガイドウェイ会社の定める運賃を合算した額とする。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとし、S F残額から差し引く料金はガイドウェイ会社の定める運賃を合算した額とする。

2 前項に定めるもののほか、ICカード定期券のS F（現金）又はS F（ポイント）を使用してガイドウェイバス平面区間とガイドウェイバス高架区間との連絡運輸によってガイドウェイバス平面区間の各停留所とガイドウェイ

バス高架区間の各駅相互間を乗車する場合には、第27条の規定を準用する。

- 3 前条第1項の規定は、ICカード定期券を使用して高速電車線と名鉄線との連絡運輸によって高速電車線の各駅と名鉄線のうち名鉄が指定した範囲内の各駅相互間を乗車する場合について準用する。この場合において、同項第1号中「までの普通料金等」とあるのは「までの普通料金、連絡特定普通料金又は割引普通料金（以下この項において「普通料金等」という。）」と読み替えるものとし、SF残額から差し引く料金は名鉄の定める運賃を合算した額とする。
- 4 前項に定めるもののほか、ICカード定期券のSF（現金）又はSF（ポイント）を使用して高速電車線と名鉄線との連絡運輸によって高速電車線の各駅と名鉄線のうち名鉄が指定した範囲内の各駅相互間を乗車する場合には、第28条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「又は割引普通料金」とあるのは「、連絡特定普通料金又は割引普通料金」と、同条第2項中「の普通料金」とあるのは「の普通料金又は連絡特定普通料金」と、同条第3項中「又は割引普通券」とあるのは「、連絡特定普通券又は割引普通券」と読み替えるものとする。

第3節 効力

（ICカード定期券の効力）

第38条 第34条の規定により発売した付加定期券の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、乗合規程及び高速規程等の定めるところによる。

- 2 ICカード定期券のSF（現金）又はSF（ポイント）を使用して乗車する場合の効力については、第30条の規定を準用する。

第4節 払戻し

（ICカード定期券の払戻し）

第39条 乗客は、付加定期券が不要となった場合において払戻申請書に必要事項を記入してICカード定期券とともに提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該ICカード定期券の記名人本人であることを証明したときは、付加定期券の払戻しを請求することができる。この場合においては、付加定期券の払戻しを行うと同時に当該ICカード定期券から当該付加定期券の機

能を消去する。

- 2 付加定期券の払戻手数料は、付加定期券1件につき500円とする。ただし、払戻額が手数料未満のときは、払戻額を手数料とする。
- 3 乗客は、ICカード定期券が不要となった場合において払戻申請書に必要事項を記入して当該ICカード定期券とともに提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該ICカード定期券の記名人本人であることを証明したときは、その払戻しを請求することができる。この場合において、付加定期券については前2項の規定による払戻しを、SF（現金）については第31条第1項及び第2項の規定による払戻しを行う。
- 4 前各項に定めるもののほか、ICカード定期券の払戻しについては、第31条第3項から第5項までの規定を準用する。

（定期券の機能の消去）

第40条 付加定期券（本市以外の者が発売したものを含む。以下この項において同じ。）が不要となり、かつ、前条第1項から第3項までに定める払戻しを請求しないことを約する乗客が、消去申請書に必要事項を記入して当該ICカード乗車券とともに提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該ICカード乗車券の記名人本人であることを証明したときは、当該ICカード乗車券から当該付加定期券の機能を消去する。

- 2 前項の規定により消去申請書を提出した後においては、これを取り消すことができない。

第5節 特殊取扱い

（同一駅で出場する場合）

第41条 乗客が、高速電車においてICカード定期券を使用して付加定期券の通用期間内に駅に入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び発駅まで乗車して出場する場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 通用区間内の駅から入場した後、任意に乗車を中止して当該駅で出場する場合 当該ICカード定期券の入場情報の消去処理を受けなければならない。
- (2) 通用区間内の駅から入場した後、通用区間内の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び発駅まで乗車して出場する場合 当該ICカード定期券の入

場情報の消去処理を受けなければならない。

- (3) 通用区間内の駅から入場した後、通用区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び発駅まで乗車して出場する場合 全乗車区間の普通料金等と別途乗車区間の普通料金等とを比較して低額となる方の普通料金等（同額となる場合は、全乗車区間の普通料金等）を支払い、当該ＩＣカード定期券の入場情報の消去処理を受けなければならない。
- (4) 通用区間外の駅から入場した後、通用区間内の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び発駅まで乗車して出場する場合 全乗車区間の普通料金等と別途乗車区間の普通料金等とを比較して低額となる方の普通料金等（同額となる場合は、全乗車区間の普通料金等）を支払い、当該ＩＣカード定期券の入場情報の消去処理を受けなければならない。
- (5) 通用区間外の駅から入場した後、通用区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び発駅まで乗車して出場する場合 全乗車区間の普通料金等を支払い、当該ＩＣカード定期券の入場情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、高速電車においてＩＣカード定期券を使用して駅に入場した後、当該駅で出場する場合の取扱いについては、第３２条の規定を準用する。

（運行不能の場合の取扱い）

第４２条 高速電車においてＩＣカード定期券を使用して付加定期券（高速電車の全線定期券及び共通全線定期券を除く。次項において同じ。）の通用期間内に通用区間内を乗車する場合において自動改札機による検査を受けた後、列車が運行不能となった場合においては、高速規程第９６条の２の規定を適用する。

- 2 高速電車においてＩＣカード定期券を使用して付加定期券の通用期間内に通用区間外を乗車する場合及び通用期間外に乗車する場合において自動改札機による検査を受けた後、列車が運行不能となった場合の取扱いについては、第３３条の規定を準用する。

第４章 乗継割引料金

（乗合自動車に連絡して乗車する場合における乗継割引料金）

第43条 ICカード乗車券を使用して乗合自動車、高速電車、ガイドウェイバス高架区間、名鉄バス株式会社（以下「名鉄バス」という。）の乗合自動車（別表に定める区間に限る。以下同じ。）又は名古屋臨海高速鉄道株式会社の経営する鉄道線（以下「名臨高線」という。）から乗合自動車に90分以内に乗り継いで乗車する場合は、乗継後の乗合自動車における普通券料金等の差引きに当たっては、第27条第1項（第29条第1項、第35条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。）及び第35条第1項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、普通券料金等から次の各号に定める額を減じた額を差し引く。ただし、高速電車、ガイドウェイバス高架区間又は名臨高線からガイドウェイバス平面区間に乗り継いで乗車する場合は、この限りでない。

- (1) 大人（第3号の場合を除く。） 80円
- (2) 小児（第4号の場合を除く。） 40円
- (3) 大人の割引対象者 40円
- (4) 小児の割引対象者 20円

2 前項の取扱いは、一对の乗継ぎについて1回、乗継前の乗合自動車、高速電車、ガイドウェイバス高架区間、名鉄バスの乗合自動車又は名臨高線の料金等が同一のICカード乗車券のSF残額から差し引かれている場合において行う。ただし、乗継前の料金等の支払が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 複数人の料金等を1枚のICカード乗車券のSF残額から差し引いた場合
- (2) SF残額が支払うべき金額に満たず、不足額を現金により支払った場合
- (3) 自動券売機でSF（現金）により高速電車の普通券若しくは割引普通券又はこれに相当する名臨高線の乗車券に引き換えて乗車した場合（小児の割引対象者が割引用ICカード乗車券を使用して小児の割引普通券に引き換えたときを除く。）
- (4) 高速電車及び名臨高線において、ICカード定期券（名臨高線の定期券が機能付加されているICカード乗車券を含む。）を使用して付加定期券（名臨高線の定期券を含む。）の通用期間内において通用区間外の駅から

入場した後、通用区間内の任意の駅まで乗車して出場した場合であって、別途乗車区間の料金等が差し引かれたとき。

(高速電車で連絡して乗車する場合における乗継割引料金)

第 4 4 条 IC カード乗車券を使用して乗合自動車 (ガイドウェイバス平面区間を除く。)、ガイドウェイバス高架区間、名鉄バスの乗合自動車又は名臨高線から高速電車で 90 分以内に乗り継いで乗車する場合は、乗継後の高速電車における普通料金等の差引きに当たっては、第 2 8 条第 1 項及び第 4 項 (第 2 9 条第 2 項、第 3 6 条第 2 項及び第 3 7 条第 4 項において準用する場合を含む。) 並びに第 3 6 条第 1 項 (第 3 7 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、普通料金等から次の各号に定める額を減じた額を差し引く。ただし、第 3 6 条第 1 項第 1 号に規定する場合において、別途乗車区間の普通料金等を差し引くとき (第 3 7 条第 3 項において準用する場合を含む。) は、この限りでない。

- (1) 大人 (第 3 号の場合を除く。) 80 円
- (2) 小児 (第 4 号の場合を除く。) 40 円
- (3) 大人の割引対象者 40 円
- (4) 小児の割引対象者 20 円

2 前項の取扱いは、一対の乗継ぎについて 1 回、乗継前の乗合自動車、ガイドウェイバス高架区間、名鉄バスの乗合自動車又は名臨高線の料金等が同一の IC カード乗車券の SF 残額から差し引かれている場合において行う。この場合においては、前条第 2 項ただし書の規定を準用する。

第 5 章 マイレージポイント

(マイレージポイントの付与)

第 4 5 条 IC カード乗車券における各月の初日から末日までの間の乗合自動車 (ガイドウェイバス平面区間を除く。以下この条において同じ。) 及び高速電車の乗車に使用した SF (現金) の合計金額に応じて、次の各号に掲げるマイレージポイント (以下「ポイント」という。) を、当該各号に定めるところにより算出して付与する。

- (1) 使用金額ポイント

次項の規定により算出した金額 (以下「ポイント付与対象使用金額」と

いう。)を基礎として、次のとおり算出する。

ア 大人用ICカード乗車券

次の表に定めるとおりとする。

| ポイント付与対象使用金額 | 付与ポイント |
|---------------------|--|
| 0円以上 2,000円未満 | 0ポイント |
| 2,000円以上 3,000円未満 | 200ポイント |
| 3,000円以上 4,000円未満 | 300ポイント |
| 4,000円以上 5,000円未満 | 400ポイント |
| 5,000円以上 6,000円未満 | 600ポイント |
| 6,000円以上 7,000円未満 | 720ポイント |
| 7,000円以上 8,000円未満 | 840ポイント |
| 8,000円以上 9,000円未満 | 960ポイント |
| 9,000円以上 10,000円未満 | 1,080ポイント |
| 10,000円以上 11,000円未満 | 1,250ポイント |
| 11,000円以上 12,000円未満 | 1,380ポイント |
| 12,000円以上 13,000円未満 | 1,500ポイント |
| 13,000円以上 14,000円未満 | 1,630ポイント |
| 14,000円以上 15,000円未満 | 1,750ポイント |
| 15,000円以上 16,000円未満 | 1,950ポイント |
| 16,000円以上 | 2,080ポイントに、ポイント付与対象使用金額16,000円以上の部分につきその金額1,000円ごとに130ポイントを加えて得たポイント |

イ 小児用ICカード乗車券及び割引用ICカード乗車券

次の表に定めるとおりとする。

| ポイント付与対象使用金額 | 付与ポイント |
|---------------|--------|
| 0円以上 1,000円未満 | 0ポイント |

| | |
|--------------------|---|
| 1,000円以上 1,500円未満 | 100ポイント |
| 1,500円以上 2,000円未満 | 150ポイント |
| 2,000円以上 2,500円未満 | 200ポイント |
| 2,500円以上 3,000円未満 | 300ポイント |
| 3,000円以上 3,500円未満 | 360ポイント |
| 3,500円以上 4,000円未満 | 420ポイント |
| 4,000円以上 4,500円未満 | 480ポイント |
| 4,500円以上 5,000円未満 | 540ポイント |
| 5,000円以上 5,500円未満 | 630ポイント |
| 5,500円以上 6,000円未満 | 690ポイント |
| 6,000円以上 6,500円未満 | 750ポイント |
| 6,500円以上 7,000円未満 | 820ポイント |
| 7,000円以上 7,500円未満 | 880ポイント |
| 7,500円以上 8,000円未満 | 980ポイント |
| 8,000円以上 12,500円未満 | 1,040ポイントに、ポイント付与対象使用金額8,000円以上の部分につきその金額500円ごとに65ポイントを加えて得たポイント(10ポイント未満の端数があるときは、これを切り上げる。) |
| 12,500円以上 | 1,630ポイントに、ポイント付与対象使用金額12,500円以上の部分につきその金額500円ごとに70ポイントを加えて得たポイント |

(2) バス昼間使用金額ポイント

乗合自動車の乗車に使用したSF（現金）のうち、午前10時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びにこれらの日に適用するダイヤにより運行する日にあつては、全日）の乗車に使用したもの（以下「バス昼間使用金額」という。）を基礎として次のとおり算出する。

ア 大人用ICカード乗車券

次の表に定めるとおりとする。

| バス昼間使用金額 | 付与ポイント |
|------------------|---|
| 2,000円未満 | 0ポイント |
| 2,000円以上3,000円未満 | 600ポイント |
| 3,000円以上 | 900ポイントに、バス昼間使用金額3,000円以上の部分につきその金額1,000円ごとに300ポイントを加えて得たポイント |

イ 小児用ICカード乗車券及び割引用ICカード乗車券

アの表左欄に掲げる金額の半額のバス昼間使用金額に対し、同表右欄に定める付与ポイントの2分の1のポイント（バス昼間使用金額が1,500円以上であるときは、450ポイントに、バス昼間使用金額1,500円以上の部分につきその金額500円ごとに150ポイントを加えて得たポイントとする。）を付与する。

(3) 地下鉄昼間使用金額ポイント

高速電車の乗車に使用したSF（現金）のうち、午前10時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び休日並びにこれらの日に適用するダイヤにより運行する日にあつては、全日）の乗車に使用したもの（以下「地下鉄昼間使用金額」という。）を基礎として次のとおり算出する。

ア 大人用ICカード乗車券

次の表に定めるとおりとする。

| 地下鉄昼間使用金額 | 付与ポイント |
|------------------|--|
| 2,000円未満 | 0ポイント |
| 2,000円以上3,000円未満 | 400ポイント |
| 3,000円以上 | 600ポイントに、地下鉄昼間使用金額3,000円以上の部分につきその金額1,000円ごとに200ポイントを加えて得たポイント |

イ 小児用ICカード乗車券及び割引用ICカード乗車券

アの表左欄に掲げる金額の半額の地下鉄昼間使用金額に対し、同表右欄に定める付与ポイントの2分の1のポイント（地下鉄昼間使用金額が1,500円以上であるときは、300ポイントに、地下鉄昼間使用金額1,500円以上の部分につきその金額500円ごとに100ポイントを加えて得たポイントとする。）を付与する。

2 ポイント付与対象使用金額は、乗合自動車及び高速電車の乗車に使用したSF（現金）からバス昼間使用金額及び地下鉄昼間使用金額を減じ、次の各号により定める額を加えた額とする。

(1) 大人用ICカード乗車券の場合 次により算出した額の合計額

ア バス昼間使用金額が2,000円未満のときはその全額、2,000円以上であって1,000円未満の端数があるときはその端数の金額

イ 地下鉄昼間使用金額が2,000円未満のときはその全額、2,000円以上であって1,000円未満の端数があるときはその端数の金額

(2) 小児用ICカード乗車券及び割引用ICカード乗車券の場合 次により算出した額の合計額

ア バス昼間使用金額が1,000円未満のときはその全額、1,000円以上であって500円単位ごとに500円未満の端数があるときはその端数の金額

イ 地下鉄昼間使用金額が1,000円未満のときはその全額、1,000円以上であって500円単位ごとに500円未満の端数があるときは

その端数の金額

- 3 第43条第1項又は第44条第1項の規定により差し引いたSF（現金）は、バス昼間使用金額及び地下鉄昼間使用金額に算入しない。
- 4 乗車券との引換えに使用したSF（現金）は、ポイントを算定する使用金額に算入しない。ただし、割引用ICカード乗車券において小児の割引普通券との引換えに使用したSF（現金）については、この限りでない。
- 5 前各項の規定によるほか、特別にポイントを付与することがある。この場合の付与条件及び付与方法については、その都度定める。
- 6 前各項の規定により付与するポイントは、合算して付与する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年2月11日から施行する。
（地下鉄1区特別きっぷの料金等を定める規程等の廃止）
- 2 次に掲げる管理規程は、廃止する。
 - (1) 地下鉄1区特別きっぷの料金等を定める規程（平成8年名古屋市交通局管理規程第19号。以下「旧特別きっぷ規程」という。）
 - (2) カード乗車券取扱規程（平成10年名古屋市交通局管理規程第17号。以下「旧カード規程」という。）

（経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、旧特別きっぷ規程の規定により発売した地下鉄1区特別きっぷ（以下「旧特別きっぷ」という。）及び旧カード規程の規定により発売したユリカ（以下「旧カード」という。）は、平成24年2月29日まで使用することができる。この場合における旧特別きっぷ及び旧カードの取扱いについては、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
（払戻し）
- 4 旧特別きっぷは、請求により払戻しを行う。この場合において、払戻金額は次の各号に定めるとおりとし、手数料は徴収しない。
 - (1) 未使用の場合 旧特別きっぷの料金
 - (2) 使用可能回数の一部を使用済みである場合 使用可能回数の残回数に旧

特別きっぷの料金を使用可能回数で除した数値を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

5 旧カードは、請求により払戻しを行う。この場合において、払戻金額は次の各号に定めるとおりとし、手数料は徴収しない。

(1) 未使用の場合 発売額

(2) 使用可能額の一部を使用済みである場合 使用可能額の残額に発売額を使用可能額で除した数値を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

6 前2項の払戻しを行う場所は、各駅及び各乗車券発行所とする。

（委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 抄

第1条 この規程は、平成24年4月21日から施行する。（以下略）

別表（第43条関係）

| 運転系統 | 区 間 |
|-------|---------------|
| 本地ヶ原線 | 名鉄バスセンター～三軒家 |
| 津島線 | 名鉄バスセンター～大治西条 |
| | 栄～大治西条 |

マナカ取扱規則

株式会社名古屋交通開発機構

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社」といいます。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード（以下「マナカ」といいます。）のサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 マナカにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによります。

2 マナカ交通事業者における、マナカを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下「乗車券等」といいます。）としての利用については、マナカ交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。

3 マナカマイレージポイントの取扱いについては、マナカマイレージポイント取扱規則の定めるところによります。

4 マナカ加盟店における、商品、サービス等の決済手段としてのマナカの利用（以下「電子マネー取引」といいます。）については、マナカ電子マネー取扱規則の定めるところによります。

5 当社が、当社以外の者（以下「提携先」といいます。）と提携した一体型マナカの取扱いについては、別途定めるところによります。

6 この規則が改定された場合、以後のマナカにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。

7 この規則及びこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

8 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとしま

す。

- (1) 「マナカ交通事業者」とは、豊橋鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社、名古屋市交通局、名古屋鉄道株式会社、名古屋臨海高速鉄道株式会社及び名鉄バス株式会社をいいます。
- (2) 「記名式マナカ」とは、マナカのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日及び電話番号が記録されたものをいいます。
- (3) 「無記名式マナカ」とは、記名式マナカ以外のマナカをいいます。
- (4) 「小児用マナカ」とは、小児の利用に供する記名式マナカをいいます。
- (5) 「割引用マナカ」とは、名古屋市交通局高速電車乗車料条例施行規程第29条及び名古屋臨海高速鉄道株式会社旅客営業規則第38条のいずれにおいても割引旅客運賃の適用対象となる者の利用に供する記名式マナカをいいます。
- (6) 「一体型マナカ」とは、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名式マナカをいいます。
- (7) 「S F (現金)」とは、専らマナカ交通事業者が定める旅客運賃等の支払いや乗車券類との引換え、マナカ加盟店における電子マネー取引に充当する、マナカに記録された金銭的価値をいいます。
- (8) 「チャージ」とは、マナカに入金することをいいます。
- (9) 「マナカマイレージポイント」とは、マナカマイレージポイント取扱規則の規定にしたがって付与されるセンターポイント及びS F (ポイント)をいいます。
- (10) 「センターポイント」とは、マナカマイレージポイントのうちマナカマイレージポイント取扱規則の規定にしたがってセンターシステムに記録されるものをいいます。
- (11) 「S F (ポイント)」とは、マナカマイレージポイントのうちマナカマイレージポイント取扱規則の規定にしたがってマナカに記録されるものをいいます。
- (12) 「ポイント還元」とは、マナカマイレージポイント取扱規則の規定にしたがって、センターポイントをS F (ポイント)に移行することをいいます。

(13) 「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するマナカの利用権の代価をいいます。

(14) 「マナカ加盟店」とは、マナカ電子マネー取扱規則に定める加盟店をいいます。

(契約の成立)

第4条 マナカの利用にかかわる契約は、利用者にマナカが交付されたときに当社と利用者の間において成立します。

(利用方法及び制限事項)

第5条 マナカは、マナカ交通事業者における乗車券等としての利用又はマナカ加盟店における電子マネー取引ができます。

2 マナカは、マナカ交通事業者又はマナカ加盟店においてマナカを処理する機器（以下「所定の機器」といいます。）により利用しなければなりません。

3 記名式マナカに記録された記名人本人以外の者は、当該記名式マナカを利用することができません。ただし、マナカ交通事業者の規定に従い持参人方式の定期券として利用する場合等は、この限りではありません。

4 小児用マナカ及び割引用マナカは、有効期限経過後は利用することができません。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、マナカは所定の機器で利用できないことがあります。

(1) マナカの破損又は所定の機器の故障若しくは天災等により、マナカの内容の読み取りが不能となったとき。

(2) 記名式マナカにおいては、マナカの利用、チャージ又はポイント還元のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、6箇月間これらの取扱いが行われなかったとき。

6 偽造、変造又は不正に作成されたマナカ又はS F（現金）を利用することはできません。

(個人情報 の取扱い)

第6条 利用者が記名式マナカの購入又は無記名式マナカの記名式マナカへの変更を申し込むときに提出した氏名、生年月日、性別及び電話番号（以下「個人情報」といいます。）については、当社及び株式会社エムアイシー

(以下「当社等」といいます。)が管理します。

2 当社等は、取得した個人情報を、次の目的で利用します。

(1) 記名式マナカの購入、変更、再発行、払戻し等の申込内容の確認

(2) 当社等から利用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

3 当社等は、取得した個人情報を、前項の範囲内でマナカ交通事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

4 当社が取得した個人情報は、当社等及びマナカ交通事業者が統計資料として利用する等、個人を特定できないように修正した上で利用することがあります。

5 記名式マナカの購入希望者又は変更希望者が、前各項の規定に同意しないときは、記名式マナカの発売又は記名式マナカへの変更を行いません。

(利用者の同意)

第7条 利用者は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱箇所)

第8条 マナカの手扱箇所は、マナカ交通事業者及びマナカ加盟店とします。

2 各取扱箇所において取り扱う内容については、当社及びマナカ交通事業者が別に定めます。

(制限又は停止)

第9条 当社は、次に掲げる場合において、マナカ交通事業者及びマナカ加盟店におけるマナカの手扱いを制限又は停止することがあります。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりマナカの手扱いが困難であると認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりマナカの手扱いの中止を必要と判断した場合

2 前項の規定によるサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(マナカの所有権)

第10条 マナカの所有権は、当社に帰属します。

2 当社は、利用者の利用に供するためにマナカを利用者に貸与します。

3 マナカが不要となったとき又は失効したときは、利用者は、マナカ交通事業者を通じて当社にマナカを返却しなければなりません。

(デポジット)

第11条 当社は、マナカを発売(マナカを利用者に交付し、デポジット及び当該マナカにあらかじめ記録されたSF(現金)がある場合はその相当額を収受することをいいます。以下同じ。)する際に、デポジットとしてマナカ1枚につき500円を収受します。

2 利用者がマナカを返却したときは、第20条第6項又は第25条第3項の規定により、当社はデポジットを返却します。

3 デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできません。

(マナカの失効)

第12条 カードの交換、SF(現金)及びSF(ポイント)の利用、チャージ、ポイント還元又は定期券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、マナカは失効します。

2 前項の規定にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式マナカは失効します。

3 前2項の規定によりマナカが失効した場合において、利用者はマナカ及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値等並びにデポジットの返却を請求することはできません。

第2章 発売

(発売額)

第13条 マナカの発売額は1,000円(デポジット500円を含みます。)とします。

2 前項の規定にかかわらず、マナカ交通事業者は、発売額を変更して発売することができます。ただし、発売額は1,000円単位とし、20,000円を超えることはできません。

3 前2項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合は、発売額を500円

(デポジット500円を含みます。)として発売することができます。

(マナカの発売手続)

第14条 無記名式マナカの購入希望者が購入を請求したときは、無記名式マナカを発売します。

2 記名式マナカの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別及び電話番号を記入して提出したときは、記名式マナカを発売します。

3 小児用マナカの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別及び電話番号を記入して提出し、かつ、別に定める公的証明書等を提示したときは、当該小児が12歳に達する日の属する年度の3月31日を有効期限とする小児用マナカを発売します。

4 割引用マナカの購入希望者が、名古屋市交通局又は名古屋臨海高速鉄道株式会社において、購入申込書に氏名、生年月日、性別及び電話番号を記入して提出し、かつ、別に定める公的証明書等を提示したときは、別に定める日を有効期限とする割引用マナカを発売します。

5 当社が特に認める場合を除き、同一利用者に対しては、次の各号に掲げるマナカをそれぞれ2枚以上発売しません。

(1) 小児用マナカ

(2) 割引用マナカ

(チャージ)

第15条 マナカは、所定の機器によってチャージすることができます。

2 マナカは、当社が特に認めた場合を除き、1,000円単位の金額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSF(現金)の残額は、20,000円を超えることはできません。

3 前2項の規定にかかわらず、別のマナカのSF(現金)によるチャージはできません。

(SF(現金)残額の確認)

第16条 マナカのSF(現金)残額は、所定の機器により確認することができます。

2 マナカのSF(現金)残額履歴は、マナカ交通事業者における所定の機器による表示又は印字により、最近の20件分(SF(ポイント)残高履歴を

含めた件数とします。)を確認することができます。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできません。

- (1) 出場処理がされていないS F (現金)残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F (現金)残額履歴
- (3) 第20条又は第21条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のS F (現金)残額履歴
- (4) 第22条の規定によりカードを交換したときの交換前のS F (現金)残額履歴

第3章 効力

(記名式マナカの再表示)

第17条 記名式マナカは、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」といいます。)が不明となったときは、利用することができません。

2 券面表示事項が不明となった記名式マナカは、速やかにこれを差し出して券面表示事項の再表示を請求しなければなりません。

(改氏名によるマナカの書換え)

第18条 利用者が記名式マナカに記録された氏名を改めた場合は、当該記名式マナカは利用することができません。

2 前項に規定する場合において、利用者は、速やかに別に定める申込書を提出し、かつ、改氏名後の公的証明書等を提示して氏名の書換えを請求しなければなりません。

(無効となる場合)

第19条 マナカは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、マナカ及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等並びにデポジットは返却しません。

- (1) 第5条第3項ただし書に規定する場合を除くほか、記名式マナカを記名人以外の者が利用した場合

- (2) 券面表示事項が不明となった記名式マナカを利用した場合
- (3) 利用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した小児用マナカを利用した場合
- (4) 利用資格、氏名、生年月日、性別又は電話番号を偽って購入した割引用マナカを利用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して利用した場合
- (6) 偽造、変造又は不正に作成されたマナカ若しくはS F（現金）又はマナカマイレージポイントを利用した場合
- (7) 利用者の故意又は重大な過失によりマナカが障害状態となったと認められる場合
- (8) その他不正行為と認められる場合

第4章 再発行・交換

（紛失再発行）

第20条 無記名式マナカの盗難又は紛失等（以下「紛失」といいます。）による再発行はできません。

2 記名式マナカの記名人が当該記名式マナカを紛失した場合において、別に定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名式マナカの利用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」といいます。）を発行します。

- (1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する利用者が当該記名式マナカの記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別及び電話番号の情報がセンターシステムに登録されていること。

3 前項の規定により利用停止措置を行った場合においては、利用者が第1号及び第2号の条件を満たした上で再発行整理票発行日の翌日から14日以内に発行を請求した場合に限り、当該記名式マナカ裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名式マナカを再発行します。

- (1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する利用者が当該記名式マナ

力の記名人本人であることを証明できること。

(2) 利用者が前項の規定により発行された再発行整理票を提出すること。

- 4 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式マナカ1枚につき紛失再発行手数料500円及びデポジット500円を現金で収受します。
- 5 第2項の規定により当該記名式マナカの利用停止の申請を受け付けた後においては、これを取り消すことはできません。また、紛失した記名式マナカが発見された場合に、当該記名式マナカを再発行用の媒体として利用することはできません。
- 6 紛失した記名式マナカが第2項から第4項までの規定による取扱いを行った後に発見された場合であって、当社が当該マナカのデポジットを収受しているときは、利用者は、デポジットの返却を請求することができます。この場合においては、利用者が当該記名式マナカとともに別に定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

(障害再発行)

第21条 マナカがその破損等によって所定の機器で利用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ、当該マナカを提示したときは、再発行整理票を発行します。

- 2 前項の規定により再発行整理票が発行された場合においては、利用者が第1号及び第2号の条件を満たした上で再発行整理票発行日の翌日から14日以内に発行を請求した場合に限って、当該マナカ裏面に刻印されたものと異なるカード番号のマナカを再発行します。

(1) 利用者が前項の規定により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 利用者が当該マナカを提出すること。

- 3 第1項の規定により当該マナカの障害再発行の申請を受け付けた後においては、これを取り消すことはできません。また、当該マナカを再発行用の媒体として利用することはできません。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。なお、この場合、当社が当該マナカのデポジットを収受し

ている場合であっても、デポジット500円は返却しません。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 第19条第7号により無効となった場合

(マナカの交換)

第22条 当社等及びマナカ交通事業者の都合により、利用者が利用しているマナカを、当該マナカ表面とは異なるデザインのマナカ又は当該マナカ裏面に刻印されたものと異なるカード番号のマナカに予告なく交換することがあります。

(再発行等の特例)

第23条 第20条第3項、第21条第2項又は前条の規定により再発行又は交換をする場合においては、マナカの発行に代えて、株式会社エムアイシーが金銭的価値等を記録することができるICカードを発行することがあります。この場合における再発行又は交換後のICカードの取扱いについては、株式会社エムアイシーの定めるところによります。

(免責事項)

第24条 前2条の規定の適用による利用者の損害等については、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

2 紛失した記名式マナカの再発行整理票発行日までににおける払戻し又はSF(現金)の利用等で生じた利用者の損害については、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

第5章 払戻し

(払戻し)

第25条 利用者は、マナカが不要となった場合は、当該マナカの返却を条件に、SF(現金)残額の払戻しを請求することができます。この場合において、利用者は、手数料としてマナカ1枚につき210円(SF(現金)残額に10円未満の端数があるときは、SF(現金)残額を10円単位に切り上げるための必要額を210円から差し引いた額を手数料とします。また、残額が210円未満のときはその残額の同額を手数料とします。)を支払うも

のとします。

- 2 前項の規定によりマナカの払戻しが請求された場合、当社は、無記名式マナカにあっては持参人に払戻しを行い、記名式マナカにあっては利用者が別に定める申請書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行います。
- 3 前2項の規定により払戻しを行う場合において、当社が当該マナカのデポジットを収受しているときは、併せてデポジットを返却します。
- 4 マナカの払戻しの申請を受け付けた後においては、払戻しの取消し及びマナカの機能の復元はできません。

第6章 特殊取扱い

(マナカの変更)

第26条 利用者が無記名式マナカを差し出して記名式マナカへの変更を申し出た場合又は利用者が記名式マナカを差し出して他の種類の記名式マナカへの変更を申し出た場合は、第14条第2項から第5項までに規定する記名式マナカの発売の取扱いを準用してマナカの変更を行います。この場合において、記名式マナカから無記名式マナカへの変更はできません。

第7章 ICカードの相互利用

(JR東海におけるマナカの取扱い)

第27条 第8条の規定にかかわらず、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」といいます。)において、乗車券等としてマナカの取扱いを行います。

- 2 前項の規定によりマナカを乗車券等として利用するときは、JR東海の定めるところによります。

(TOICAの取扱い)

第28条 JR東海が発行する金銭的価値等を記録することができるICカード(以下「TOICA」といいます。)は、マナカ交通事業者において乗車

券等としての取扱いを行います。

- 2 マナカ交通事業者におけるＴＯＩＣＡの利用については、マナカ交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。

附 則 この規則は、平成 2 3 年 2 月 1 1 日から施行します。

附 則 この規則は、平成 2 4 年 4 月 2 1 日から施行します。

マナカマイレージポイント取扱規則
株式会社名古屋交通開発機構

(目的)

第1条 この規則は、株式会社名古屋交通開発機構(以下「当社」といいます。)が発行する金銭的価値等を記録することができるICカード(以下「マナカ」といいます。)の利用者に対して提供するマナカマイレージポイントの内容及び適用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 マナカマイレージポイントの取扱いについては、この規則の定めるところによります。

2 マナカ交通事業者における、マナカを媒体とする乗車券等の交通乗車証票としての利用については、マナカ交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。

3 この規則が改定された場合、以後のマナカマイレージポイントの取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。

4 この規則に定めのない事項については、法令及びマナカ取扱規則等の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、マナカ取扱規則第3条に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「マナカマイレージポイント」とは、この規則の規定により付与される、センターポイント及びSF(ポイント)をいいます。

(2)「センターポイント」とは、マナカマイレージポイントのうち、センターシステムに記録されるものをいいます。

(3)「SF(ポイント)」とは、マナカマイレージポイントのうち、ポイント還元によりマナカに移行されたものをいいます。

(4)「ポイント還元」とは、センターポイントをSF(ポイント)に移行することをいいます。

(マナカマイレージポイントの付与)

第4条 マナカマイレージポイントは、各マナカ交通事業者における各月の初日から末日までの間のマナカの利用に対し、各マナカ交通事業者所定の基準に従い付与されます。

2 前項の規定に従い付与されたマナカマイレージポイントは、当社にて合算し、マナカ利用月の翌月10日までにセンターポイントとして一括して記録されます。

3 マナカ交通事業者は、マナカマイレージポイントの付与基準を予告なく改定することがあります。

(マナカマイレージポイントの効力)

第5条 マナカマイレージポイントは、センターポイントとして記録された時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。

2 センターポイントの有効期限はポイント付与日の翌年の応当日の属する月の末日とし、有効期限を経過したセンターポイントは自動的に失効します。

3 偽造、変造又は不正に作成されたマナカマイレージポイントを利用することはできません。

4 マナカ取扱規則第12条の規定によりマナカが失効した場合は、当該マナカのマナカマイレージポイントは、すべて失効します。

5 マナカ取扱規則第19条の規定によりマナカが無効となった場合は、当該マナカのマナカマイレージポイント(無効となった時より後に付与される予定であったものを含む。)は、すべて無効となります。

6 マナカ取扱規則第25条の規定によりマナカの払戻しをする場合には、当該マナカのマナカマイレージポイント(払戻し時より後に付与される予定であったものを含む。)は、払戻しと同時にすべて失効するものとします。

(マナカマイレージポイントの確認)

第6条 SF(ポイント)の残高及び残高履歴並びにセンターポイントの残高及び当月失効予定ポイント数は、マナカ交通事業者においてマナカを処理する機器(以下「所定の機器」といいます。)により、確認することができます。

2 SF（ポイント）残高履歴は、マナカ交通事業者における所定の機器による表示又は印字により、最近の20件分（SF（現金）残額履歴を含めた件数とします。）を確認することができます。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできません。

(1) 出場処理がされていないSF（ポイント）残高履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF（ポイント）残高履歴

(3) マナカ取扱規則第20条又は第21条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF（ポイント）残高履歴

(4) マナカ取扱規則第22条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF（ポイント）残高履歴

(マナカマイレージポイントの引継ぎ)

第7条 マナカの盗難若しくは紛失等（以下「紛失」といいます。）又は障害による再発行等の場合は、マナカマイレージポイント残高は新たなマナカへ引き継げるものとします。

(ポイント還元)

第8条 センターポイントは、マナカ交通事業者における所定の機器により還元することができます。

2 ポイント還元を行った場合は、センターポイントはその時点の残高（10ポイント未満の端数を除きます。）が一括してSF（ポイント）に移行されます。ただし、センターポイント残高とSF（ポイント）残高との合計が20,000ポイントを超えるときには、ポイント還元後のSF（ポイント）残高が20,000ポイントを超えない範囲で、10ポイント未満の端数を除いて移行されます。

3 センターポイントは、センターシステムに記録された順にSF（ポイント）に移行されます。

4 センターポイントは、現金又はSF（現金）と交換することはできません。

5 他のマナカのセンターポイントをポイント還元することはできません。

6 センターポイントを他のマナカのセンターポイントとすることはできません。

7 ポイント還元の取扱いは、その取扱いを行うマナカ交通事業者を問わず1日につき1回までとします。

(SF(ポイント)の取扱い)

第9条 SF(ポイント)は、1ポイント1円相当として10ポイント単位で、マナカ交通事業者において各マナカ交通事業者の定めるところにより旅客運賃等の支払いに充当することができます。

2 前項の場合において、マナカにSF(ポイント)及びSF(現金)のいずれにも残高があるときには、SF(ポイント)が先に充当されます。

3 前項の場合において、SF(ポイント)の残高が支払うべき旅客運賃等の額に満たないときは、SF(現金)を不足額に充当します。

4 一度SF(ポイント)に移行したセンターポイントは、再びセンターポイントに戻すことはできません。

5 SF(ポイント)は、現金又はSF(現金)と交換することはできません。

6 SF(ポイント)を他のマナカのSF(ポイント)とすることはできません。

(制限又は停止)

第10条 当社は次に掲げる場合において、マナカ交通事業者におけるマナカの取扱いを制限又は停止することがあります。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりマナカの取扱いが困難であると認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりマナカの取扱いの中止を必要と判断した場合

2 前項の規定によるマナカマイレージポイントの制限又は停止に対し、当社及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

(免責事項)

第11条 紛失により記名式マナカの再発行を行う場合において、再発行整理票発行日までにおける払戻し又はマナカマイレージポイントの利用等で生じ

た利用者の損害については、当社及び株式会社エムアイシー（以下「当社等」といいます。）並びにマナカ交通事業者はその責めを負いません。

- 2 改札機等の機器障害、輸送障害又は運営上の都合により、やむを得ずマナカが利用できないことによって、当該利用に対するマナカマイレージポイントの付与ができない場合であっても、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。
- 3 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、やむを得ずセンターポイントが付与できない場合であっても、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。
- 4 その他、当社等及びマナカ交通事業者の責任に帰すことができない事由から発生した利用者の損害については、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

（規則の変更）

第12条 当社はこの規則を変更することができるものとします。

- 2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がマナカマイレージポイントの提供を受けたときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

附 則 この規則は、平成23年2月11日から施行する。

マナカ電子マネー取扱規則

株式会社名古屋交通開発機構

(目的)

第1条 この規則は、株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社」といいます。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード（以下「マナカ」といいます。）の電子マネー取引において電子マネーの利用者に対して提供するマナカ加盟店におけるサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 マナカ加盟店において電子マネー取引を行う際の取扱いについては、この規則の定めるところによります。

2 マナカ交通事業者における、マナカを媒体とする乗車券等の交通乗車証票としての利用については、マナカ交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。

3 この規則が改定された場合、以後の電子マネー取引にかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。

4 この規則に定めのない事項については、法令及びマナカ取扱規則等の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「電子マネー」とは、マナカ取扱規則第3条第7号に定める金銭的価値をいいます。

(2) 「商品等」とは、電子マネー取引の対象となる物品、権利、ソフトウェア及びサービスをいいます。

(3) 「電子マネー取引」とは、利用者がマナカ加盟店において商品等を購入し、又は提供を受ける際に、金銭等に換えて電子マネーをマナカ加盟店の電子マネー端末又は当社が使用する電子計算機に移転することにより、商品等の代金を支払う取引をいいます。

- (4) 「利用者」とは、この規則に同意し、電子マネーを利用する者をいいます。
- (5) 「マナカ電子マネー事業者」とは、名古屋市交通局及び名古屋鉄道株式会社をいいます。
- (6) 「マナカ加盟店」とは、マナカ電子マネー事業者と電子マネーの利用に関する加盟店契約を締結し、電子マネーの利用により利用者に商品等を提供する者をいいます。また、マナカ電子マネー事業者が電子マネーの利用により利用者に商品等を提供する場合には、マナカ電子マネー事業者もマナカ加盟店にあたるものとみなします。
- (7) 「チャージ」とは、当社の定める方法でマナカに電子マネーを積み増しすることをいいます。
- (8) 「移転」とは、電子マネー端末及びネットワークを媒介することにより、マナカに記録された一定額の電子マネーを引き去り、当社の使用する電子計算機、マナカ加盟店の電子マネー端末に同額の電子マネーが積み増しされることをいいます。
- (9) 「電子マネー端末」とは、当社の定める仕様に合致し、電子マネーの読取り、引去り等を行い、当社が特に認めた場合においてはマナカへの書込みができる機器（リーダ・ライタ）をいいます。

（利用箇所と利用方法）

- 第4条 利用者は、別表のサービスマークを掲示したマナカ加盟店に設置した電子マネー端末において、電子マネー取引をすることができるものとします。
- 2 前項の規定により電子マネー取引をする場合、利用者のマナカから当該加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
 - 3 第1項の規定により電子マネー取引をする場合、利用者は、電子マネーの移転が完了した時点で電子マネー端末に表示される、商品等の代金額及び電子マネーの残額に誤りのないことを確認するものとします。なお、その場で、異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。

4 当社及びマナカ電子マネー事業者は、利用者がマナカ加盟店から購入し、又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥その他利用者とマナカ加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、その責めを負わないものとします。

5 第2項に定める電子マネーの移転がなされた後、利用者とマナカ加盟店との間で、電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該電子マネーの返還はできません。

(利用制限)

第5条 前条第1項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のマナカを同時に使用することはできません。

2 当社及びマナカ電子マネー事業者は、記名式マナカを使用して電子マネー取引を行う場合は、カード保有者を記名人とみなして本人確認を行うことなく、利用を認めます。よって、当社、マナカ電子マネー事業者及びマナカ加盟店は、記名式マナカの紛失、盗難等による記名人本人以外の使用によって生じた記名人本人の損害についてその責めを負いません。

3 偽造、変造又は不正に作成されたマナカを電子マネー取引に使用することはできません。

4 変造又は不正に作成された電子マネーを利用することはできません。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、マナカは電子マネー端末で使用できないことがあります。

(1) マナカ又は電子マネー端末の破損、電子マネー端末の故障、電磁的影響、天災等による、電子マネーデータの破壊又は消失その他の事由により、マナカの内容が読み取り不能となり、又は端末が使用不能となったとき。

(2) 記名式マナカにおいては、マナカの利用又は電子マネーのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、一定期間これらの取扱いが行われなかったとき。

(一時的な制限又は停止)

第6条 当社は、以下の場合において、全て又は一部のマナカ加盟店におけるマナカの取扱いを制限し、又は停止することがあります。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常

等の不可抗力によりマナカの取扱いが困難であると認めた場合

(2) その他やむを得ない事情によりマナカの取扱いの中止を必要と判断した場合

(取扱対象外商品等)

第7条 有価証券及び金券等のほか、マナカ電子マネー事業者が別に定める商品等については、第4条第1項の規定にかかわらず、電子マネー取引をすることができません。

(免責)

第8条 電子マネーを利用することができないことにより利用者に生じた不利益及び損害の一切について、当社、株式会社エムアイシー、マナカ電子マネー事業者及びマナカ加盟店は、その責めを負いません。

(規則の変更)

第9条 当社はこの規則を変更することができるものとします。

2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がマナカを購入し、又は電子マネー取引を行ったときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

(規定の準用)

第10条 マナカ取扱規則第10条(マナカの所有権)、第11条(デポジット)、第12条第2項(遺失物法の規定による記名式マナカの失効)、同条第3項(失効したマナカのデポジット・金銭的価値等の取扱い)、第15条(チャージ)、第16条(SF(現金)残額の確認)、第19条(無効となる場合)、第20条(紛失再発行)、第21条(障害再発行)、第25条(払戻し)、その他マナカの取扱いを定めた規定は、電子マネー取引における電子マネーの取扱いについて、準用するものとします。

附 則 この規則は、平成23年2月11日から施行します。

別表 サービスマーク

manaca